

匝瑳市社会教育委員会議次第

【日時】 平成28年4月25日(月)

午後1時30分～

【場所】 生涯学習センター 会議室

1 開 会

2 委 嘱 書 交 付

3 あ い さ つ

4 議 長 及 び 副 議 長 の 選 出 に つ い て

5 議 事

(1) 平成28年度 東総社会教育委員連絡協議会 役員選出について

(2) その他

6 そ の 他

7 閉 会

平成28年度匝瑳市社会教育委員名簿

【任期】 平成28年4月1日～平成30年3月31日

(平成28年4月20日 現在)

氏名	選出分野	役職
南 波 隆	市校長会会長※	
八 木 佐 久 司	文化団体代表 八日市場文化会	
押 尾 悦 子	文化団体代表 野栄文化会	
磯 部 範 夫	体育協会長	
大 海 原 祥 栄	シニアクラブ代表	
石 川 浩 之	市子連副会長	
椎 名 和 江	学識経験者	
海 宝 由 利 子	学識経験者	
勝 股 美 佐 子	学識経験者	
栄 小 P T A 会 長 (予 T A 定 会)	市PTA連協代表	

役員選出

匝 瑳 市 社 会 教 育 委 員		東 総 社 会 教 育 委 員 連 絡 協 議 会 委 員	
役 職 氏 名	氏 名	役 職 氏 名	氏 名
議 長		副 会 長	
副 議 長		理 事	
		理 事	
		監 事	
		理 事 (生涯学習課長)	

○匝瑳市社会教育委員に関する条例

平成 18 年 1 月 23 日

条例第 75 号

(設置)

第 1 条 市は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から匝瑳市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、10 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により教育委員会が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 17 日条例第 22 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○匝瑳市社会教育委員会会議運営規則

平成 18 年 1 月 23 日
教育委員会規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、匝瑳市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議に議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 5 条 会議は、議長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第 6 条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成28年度匝瑛市社会教育の基本方針

【個性豊かに学び、人々が輝くまちづくりをめざして】

「匝瑛市総合計画」において、教育・交流分野の基本目標が「個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる」と設定されています。このうち生涯学習部門においては「生涯学習・生涯スポーツの推進」「地域文化の振興」が重点施策として掲げられており、その遂行に向けて各種事業を積極的に推進していきます。

このための取り組みとして、匝瑛市全体の生涯学習拠点のひとつとして位置づけられている「匝瑛市生涯学習センター」を、より市民が活用しやすい施設となるよう、さまざまな生涯学習の機会を設け、市民の学習意欲に応えられる学習の場として一層の充実を図っていきます。市民のニーズの把握に努め、八日市場公民館と密接に連携しながら、生涯学習講座を開催し、相互補完的に推進するとともに積極的に生涯学習の情報発信を行います。

また、青少年健全育成活動の一環として、子ども会や青少年相談員と連携を行い、各種大会・通学合宿の開催や地域の自主活動をこれまで以上に育成・支援していきます。

さらに、近年特に必要かつ重要な課題となっている家庭教育支援を充実するため、新入学児童や思春期の子どもを持つ保護者の皆さんを対象に、学習会・講演会の開催や親子がふれあえる体験事業等を実施するなど、家庭教育活動を積極的に支援し、家庭教育力の向上を図ります。

また、本市には歴史的建造物や、地域に根ざした祭など多くの有形・無形の文化財等が存在しています。これらを活用して歴史・文化に触れることのできる機会を提供することにより、地域の魅力や、ふるさとを見直すきっかけ作りを行っていきます。

生涯スポーツの推進として、八日市場ドーム・のさかアリーナ・野手浜総合グラウンド等を活用した各種大会やスポーツ教室を積極的に開催します。

また、スポーツ施設の充実を目指し、新たに「第2市営庭球場」を整備することにより、生涯スポーツ活動への機会を充実させていきます。このように施設の整備及び有効活用を図り、市民が、「いつでも どこでも だれとでも」年齢に関係なくスポーツに親しむ環境を整備し、体力づくり・健康づくりを推進するとともに地域コミュニティへの発展に繋がっていきます。

※主な施策と内容※

1 社会教育の振興

- (1) 社会教育委員会議
- (2) 生涯学習体制の充実
八日市場公民館との連携強化による生涯学習教室・講座の充実
- (3) 社会教育関係団体の育成
各種社会教育関係団体への助成（子ども会・発明クラブ・ボーイスカウト・ガールスカウト・PTA連絡協議会・文化会への助成）

2 学習機会の充実

- (1) 新しい学習課題への対応
生涯学習講座の多様な展開
高齢者教育の展開（寿大学の開講）
- (2) 社会人権教育の推進
各種事業、講座等を通じて、人権教育の展開
- (3) まちづくり出前講座
行政に関する情報や、制度等について、市職員が市民の希望する会場へ出向き「出前講座」として開催

3 青少年教育・家庭教育の充実 健全育成の推進

- (1) 青少年の奉仕活動・体験活動の推進
各種体験活動の開催・充実（青少年体験活動推進事業の展開）
通学合宿の実施・支援（フロンティア学寮等）
- (2) 青少年健全育成体制の充実
- (3) 子どもの読書活動の推進
八日市場図書館・のさか図書館を中心とした展開
- (4) 家庭教育支援の充実
家庭教育学級・子育て講座の充実、家庭教育相談・子育て教育電話相談の実施

4 文化財の保護・活用と文化振興

- (1) 指定文化財の保存及び公開・活用
文化財を活用したイベントの開催（飯高檀林コンサート等）、文化財ボランティアガイドの育成（檀林大学の開講）、文化財の周知と文化財保護のPR
- (2) ふるさと自然散策道の管理
- (3) 八日市場文化会・野栄文化会への助成

5 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) スポーツ・レクリエーション推進体制の充実
匝瑳市体育協会への助成
総合型地域スポーツクラブへの助成
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツ健康推進事業

- スポーツ教室開催事業 小・中学生対象 9事業、一般対象 7事業
- 大会の開催等 小・中学生対象 9事業、一般対象 4事業

(3) スポーツ・レクリエーション施設の活用・整備

八日市場ドーム・のさかアリーナ施設の充実
野手浜総合グラウンドの積極的な活用
学校体育施設開放の促進
第2市営庭球場の新設整備

6 学習環境の整備と活用の促進

- (1) 公民館・図書館の充実
公民館まつりの開催
- (2) 生涯学習センターの充実
生涯学習祭への後援（野栄総合支所で実施）

平成28年度 東総社会教育委員連絡協議会事業計画（案）

【東総社会教育委員連絡協議会主催】

月	日	曜	事業名	内容	会場
4	21	木	東総社教連会計監査	平成27年度会計監査	匝瑳市野栄福祉センター 2階 娯楽室
5	25	水	東総社教委員連協総会 第1回 東総社教連理事会	決算・予算等について 全国社会教育研究大会千葉 大会について	匝瑳市野栄総合支所 2階 学習室
8	9	火	第2回 東総社教連理事会	1 全国・県及び東総社会教育 功労者の推薦 2 全国社会教育研究大会千葉 大会について	旭市海上支所 2階 会議室
10	5	水	第3回 東総社教連理事会	全国社会教育研究大会千葉 大会について	旭市海上支所 2階 会議室
3	16	木	第4回 東総社教連理事会	28年度事業報告・決算 29年度事業計画・予算等	旭市海上支所 2階 会議室
3月			社会教育事業報告書発行	平成28年度社会教育事業報告	

【千葉県社会教育委員連絡協議会等主催】

月	日	曜	行事名	内容	会場
4	27	水	第1回理事会・担当者会議	代議員会事前協議	県総合教育センター
7	14	木	代議員会（県社教連総会）	決算・予算・事業計画・講演等	県総合教育センター
8	23	火	家庭教育相談担当者協議会	家庭教育の講演と協議	印旛会館
9	8	木	第2回理事会・担当者会議	表彰者決定・全国大会等	県総合教育センター
9	21	水	社会人権教育地区別研修会	人権教育の現状と課題	大栄公民館
10	26	水	第58回全国社会教育研究大会	全大会準備等	千葉県文化会館
10	27	木	第58回全国社会教育研究大会	全大会（開閉会式等）	千葉県文化会館
10	28	金	第58回全国社会教育研究大会	分科会別研修	TKP ガーデンシティ千葉
2	8	水	第3回理事会・担当者会議	事業報告、事業計画、研修会	県総合教育センター

【第58回全国社会教育研究大会千葉大会・実行委員会等】

月	日	曜	行事名	内容	会場
4	27	水	第4回実行委員会	全国社会教育研究大会について	県総合教育センター
5	24	火	第5回実行委員会	〃	TKP ガーデンシティ
7	14	木	第6回実行委員会	〃	県総合教育センター
9	8	木	第7回実行委員会	〃	県総合教育センター
			臨時全大会部会等	全大会について	未定

東総社会教育委員連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、東総社会教育委員連絡協議会という。

(事務所所在地)

第2条 この会の事務局を会長の所属する市教育委員会内におく。

(目的)

第3条 この会は、社会教育委員及び社会教育関係者の連携を強化し、その活動の充実を図るため必要な事業を行い、もって東総地区の社会教育の進展に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 この会は、東総地区の社会教育委員及び社会教育関係者をもって組織する。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各市の社会教育事業の計画立案並びに事業に協力する。
- 2 県社会教育施策並びに事業に協力する。
- 3 公民館を充実強化して公民館活動を支援する。
- 4 各市の社会教育関係団体と連絡し、その育成をはかる。
- 5 社会教育委員及び社会教育活動のため必要と認める事業を行う。
- 6 その他社会教育振興のため必要と認める事業を行う。

(会員)

第6条 この会は、市教育長及び社会教育委員、社会教育担当課長をもって会員とする。

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。役員は会員の中から選出する。

- 1 会長1名、副会長2名、理事9名、監事2名。
- 2 会長、副会長、監事は総会において選出し、理事は会長がこれを委嘱する。
- 3 役員任期は2年とする。
- 4 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(書記及び会計)

第8条 この会に書記、会計をおく。書記、会計は、会長が委嘱し庶務会計を処理する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、会務を統轄し、この会を代表するとともに各会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の定めるところにより、この会の業務を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(理事会)

第10条 この会に理事会をおく。

- 1 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は、総会の決定にもとづいて業務上必要な事項を協議執行する。

(総会)

第11条 総会は、年1回招集し、必要に応じて臨時に開くことができる。

(経費)

第12条 この会の運営は、負担金及び他の収入をもってあてる。

- 1 負担金の額は、理事会の定めるところによる。
- 2 この会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第13条 この会の会則変更は、総会において決議する。

附 則

- 1 昭和51年5月12日施行
- 2 平成4年5月8日一部改正
- 3 平成16年5月14日一部改正
- 4 平成18年5月22日一部改正

平成28年度東総社会教育委員連絡協議会役員名簿(案)

市名	氏名	職名	東総社教連役職
旭市		社会教育委員(議長)	東総社教連会長
		社会教育委員(副議長)	理事
		社会教育委員	理事
		生涯学習課長	理事
銚子市		社会教育委員(委員長)	東総社教連副会長
		社会教育委員(副委員長)	理事
		社会教育委員	理事
		社会教育委員	監事
		生涯学習課長	理事
匝瑳市		社会教育委員(議長)	東総社教連副会長
		社会教育委員(副議長)	理事
		社会教育委員	理事
		社会教育委員	監事
		生涯学習課長	理事